

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

青山中学校

令和6年度 大津市立青山中学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年(平成23年)の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、青山中学校においては、いじめ防止対策推進法(以下「法」といいます)、大津市子どものいじめの防止に関する条例(以下「条例」といいます)、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうる同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようにいじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、青山中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考へ、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置	7
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	9
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	9
5	その他(資料等)	11

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての生徒が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。そうした未然防止の取組については、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついでに、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①子どもの主体的な参画

	項目	具体的取組
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・生徒会執行部・生活委員会によるあいさつ運動 ・執行部による「いじめを起こさないつながりづくり」の取組を実施(年間2～3回)

b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する学習における個人の考えや思いを、学級・学年通信や掲示物などを通して学級・学年で共有する工夫をする。 ・人権学習を踏まえ、人権標語を作成し、校内掲示をする。
---	----------------------------	--

②子どもに対する教育・啓発

	項目	具体的取組
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する学習を、学年ごとに教材や学習形態、手法を工夫して実施する。 ・全学年、3学年間を見通した計画に基づき、いじめに関する学習を実施する。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を招き、情報モラル講演会を実施する。 ・情報リテラシーの観点から、ネット環境の適切な活用について具体的に考えさせる。
c	相談することの大切さに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間を設け、全生徒と落ち着いて話をする機会を設ける。 ・相談機関の情報提供を積極的に行う。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別の教科道徳の内容の充実を図るため、校内研究と連携をする。 ・教育目標「八草伸」を活用し、よりよい生き方をみつめる機会をつくる。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な人権課題について正しく理解・認識し、人権を尊重する態度と実践力を養うため、「共に生きる」をテーマに各学年で人権学習を実施する。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係づくりを意識したグループ活動や話し合い活動を、教科の学習だけでなく特別活動の場においても取り入れる。 ・はーとふるアンケートを活用しながら、自分自身の前向きな姿を感じ取らせるようにする。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会執行部による、「いじめを起こさないつながりづくり」の取組を実施する。 ・七夕集会・お正月集会を開催し、幼稚園児、保育園児と交流する。 ・部活動で保育園、幼稚園訪問を行い、園児と交流する。

③教員に対する研修・支援

	項目	具体的取組
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・始業式や年度初めの全校集会で生徒へ紹介するとともに、学校だよりやホームページへの掲載により保護者や地域関係者に周知する。
b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・学校だよりや学年通信等で生徒の様子、学校の取り組みや思いを積極的に発信していく。 ・保護者や地域の方が参加する会議や行事等を、積極的な情報収集や相談の機会とする。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	・「いじめ問題への対応について」及び「積極的生徒指導」の校内研修を実施する。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・各学年の課題を抱える子どもについて、全教職員が共通理解を図るため、朝の打ち合わせで情報共有するとともに、日々の様子を生徒指導連絡掲示板で共有し、学校全体で対応していく体制をつくる。 ・事案発生時の対応の流れやポイントをフローチャートで明確に示す。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①いじめに関する情報収集

	項目	具体的取組
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・「いじめに関するアンケート」（生徒対象）を、各学期に1回実施する。（6月・10月・2月）
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・全学年、生活ノートを活用し、生徒理解に努める。 ・教育相談アンケートの実施と定期的な全員対象の教育相談、および希望相談を行う。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・登校指導（月2回）、下校指導（毎日）で生徒の様子を把握する。 ・朝・昼・休み時間の見守り、教科担当の早出、居残りによる見守り活動を行う。 ・期末懇談会期間中は、全校体制で部活動中の見守りを行う。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・日常的に、こまめな家庭連絡・家庭訪問を行い、保護者と連携し、早期発見に努める。 ・支援を要する生徒に対する学習面・生活面へのきめ細かなサポートと保護者との情報交換を密に行う。

②いじめに関する情報共有

	項目	具体的取組
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・定例のいじめ対策委員会を開催する。（週1回） ・事案発生時は、複数で丁寧に対応し、指導後は集約をして今後の対応について協議する。 ・いじめ事案内容やその後の子ども同士の関係性について、年度末には学年間及び校種間で引継ぎを行う。 年度初めには職員会議や研修の場で教職員全員が共有し、再発防止に努める。 ・生徒指導掲示板を活用し、学校全体の生徒の様子を常に把握できるようにする。
b	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	・速やかにいじめ対策委員会を開催し、集約した情報をもとに報告を行う。
c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・小中連絡会を開催する。（年3回） ・拡大学校運営協議会を開催する。（年3回）

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まれないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①いじめの対処

	項目	具体的取組
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	<ul style="list-style-type: none">・いじめと思われる状況や情報を把握した者は、速やかに子ども支援コーディネーター等に連絡し、担当教員はいじめ対策委員会を開催する。・いじめ対策委員会は、当面の対応の確認と対応する教員の役割分担を行い、情報収集とその整理をして対処する。・必要に応じてSCなどの専門職や関係機関と連携を図りながら対応する。

b	いじめ事案の解決に向けた対応(被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒への聴き取りは、共通の聴き取りシートを活用し、個別に詳細に行う。 ・いじめ解消後も被害生徒を注意深く見守り、安心感を保たせながら継続的な支援を行うとともに、加害生徒の継続した見届けを行う。 ・いじめが解消されたと見られる場合も継続して状況把握に努め、保護者と連携して見守り、見届けを行う。
c	インターネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、生徒に対する誹謗・中傷書き込みを認知・確認したら、証拠を保全し、市教委へ報告する。 ・警察等の関係機関とも連携する。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、この組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。 ・子どもへのアンケート調査が必要であると認められる場合には、迅速にアンケート調査を実施する。 ・アンケート調査後、速やかに個別面談を実施するなど、事実確認を含め、実態把握に努める。 ・調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	<ul style="list-style-type: none"> ・聴き取りシート、対応チェックリスト、議事録、委員会への報告書は、事案ごとにまとめて規定の期間保存する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を保護者に伝える場合には、直接面会して伝えることを基本とする。(家庭訪問、来校等) その場合、複数で対応し、必要な情報を漏れなく伝えるとともに、保護者からの相談等をしっかりと聴く。 ・いじめの事象が見られなくなった後も、保護者と定期的に連絡をとり、連携を図ることで、再発防止と本人・保護者の安心感につなげる。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1)役割

- ア)いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ)いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ)いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う

- 工)生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ)いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ)いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ)いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク)重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ)PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

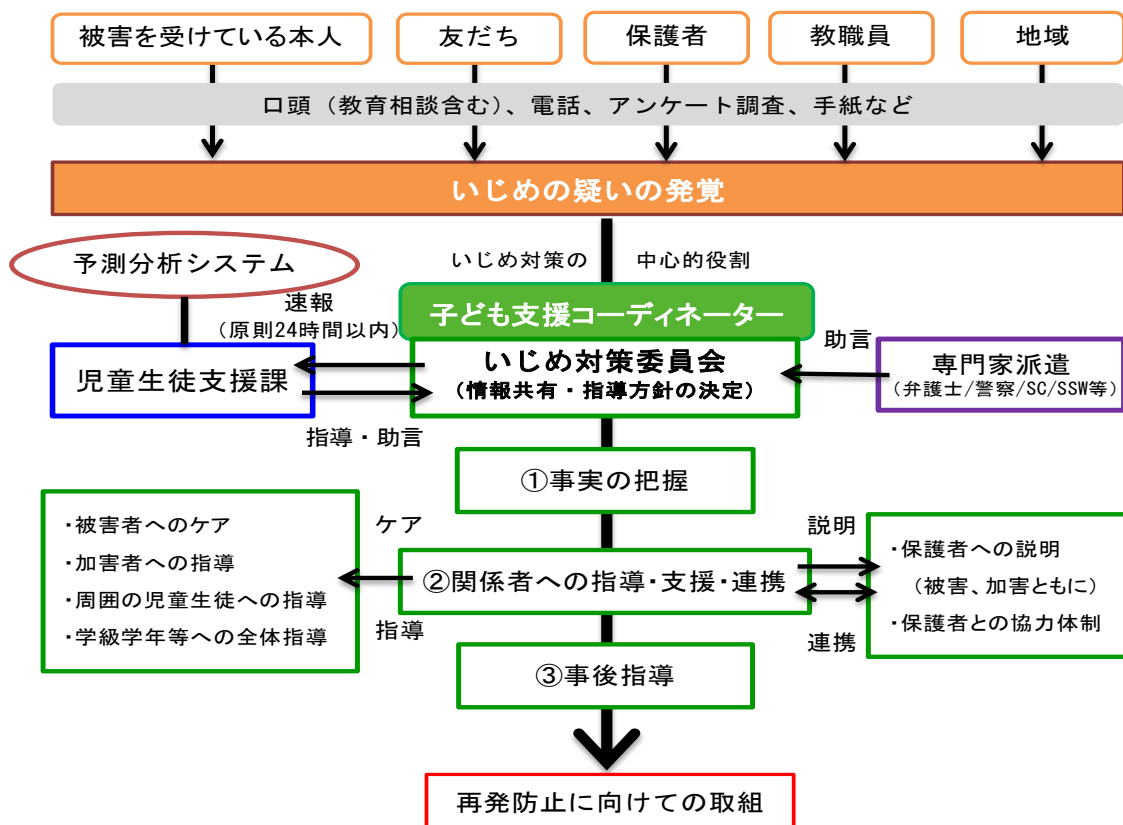
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況(活動実績)を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP DCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議(生徒理解)…(①・②・③) ・校内研修「いじめ問題への対応について」…(①) ・人間関係づくりを意識したグループ活動や話し合い活動 …(①) ・拡大いじめ対策委員会[1]…(①・②・③・④) ・1年生 家庭訪問…(①・②・④) ・はーとふるアンケート…(①・②) 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修「いじめ防止対策の充実に向けて」…(①) ・小中連絡会…(①・②・④) ・1学期 教育相談アンケート…(②) 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発月間…(①・④) ・生徒総会でいじめ防止のための取組みの紹介 …(①) ・「いじめを起こさないつなぎづくり」の取組[1]…(①) ・情報モラル教育[1]…(①) ・いじめに関する学習(学活)…(①) ・1学期 教育相談…(②・③) ・いじめに関するアンケート[1]…(②) ・はーとふるアンケート…(①・②) ・拡大学校運営協議会[1]…(④) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会を中心に した取組の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会…(④) ・拡大いじめ対策委員会[2]…(①・②・③・④) ・はーとふるアンケート…(①・②) 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関する校内研修会…(①・②・③・④) 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期 教育相談アンケート…(②) 	

	・はーとふるアンケート…(①・②)	
10	・いのちを大切にす月間…(①) ・いじめ防止啓発月間…(①・④) ・「いじめを起こさないつなぎづくり」の取組〔2〕…(①) ・情報モラル講演会〔2〕…(①) ・2学期 教育相談…(②・③) ・いじめに関するアンケート〔2〕…(②)	・道徳教育に関連 ・生徒会を中心に した取組の実施
11	・拡大学校運営協議会〔2〕…(④) ・各学年 人権学習…(①) ・はーとふるアンケート…(①・②)	
12	・保護者懇談会…(④) ・拡大いじめ対策委員会〔3〕…(①・②・③・④) ・はーとふるアンケート…(①・②)	
1	・3学期 教育相談アンケート…(②) ・拡大学校運営協議会〔3〕…(④)	
2	・いじめに関するアンケート〔3〕…(②) ・はーとふるアンケート…(①・②) ・3学期 教育相談…(②・③) ・小中連絡会…(①・②・④) ・情報モラル教育〔3〕…(①)	
3	・拡大いじめ対策委員会〔4〕…(①・②・③・④) ・小中連絡会…(①・②・④)	
年間 を通 じて	・生徒会執行部 あいさつ運動…(①・②) ・登校指導、下校指導…(①・②) ・担任と学年の教員の連携…(①・②) ・朝、休み時間、放課後の見守り…(①・②) ・道徳的視点を取り入れた教育実践に努める…(①) ・授業者の早出、居残りによる見守り…(①・②) ・生活ノートを活用…(②) ・いじめ対策委員会<週1回>…(①・②・③・④) ・生活部会<週1回>…(①・②・③) ・生徒支援委員会<週1回>…(①・②・③) ・小中学校協力者定例会議<年7回>…(④) ・学校便り「八草伸」<毎月>の全校配布、地域回覧…(④)	

いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他 (資料)

いじめ対応マニュアル



【いじめ対策委員会】(1回目) <事実確認の方途>
●当面の対応の確認 ●対応する教員の役割分担 ●情報収集と整理 ●SC等(専門職)との連携

市教委報告



いじめの疑い速報・認知報告
(24時間以内)

事実確認 <個別に確認する>
◎被害の生徒・・・辛かった気持ちに共感し、可能な限り詳細に聴き取る。(時・場所・誰か・様相)
絶対を守りきることを約束する。
◎加害の生徒・・・詳細に聴き取る。(時・場所・誰か・様相)
いじめの構造といじめの動機・背景を探る。
◎周りの生徒・・・詳細に聴き取り、いじめに荷担していなくてもいじめを容認したことになり、助けてやれなかった事実を深く考えさせる。
◎他の教師や保護者等・・・把握状況を確認する。客観的な事実の情報収集に努める。

市教委報告



認知報告・続報

【いじめ対策委員会】(2回目～) <報告の集約と対応方針の決定>
●事実関係の整理 ●指導方針の確認 ●対応教員の役割分担 ●緊急保護者会等開催の有無
●地域や関係機関との連携の確認 ●全教職員への共通理解

市教委報告



続報 (長期にわたる場合)

指導・支援

◎被害の生徒・・・傾聴、受容、共感的理解 ・友達や他の教師の支援 ・パトロールなどの実施
加害者への指導 ※実感できる支援、目に見える対応
◎加害の生徒・・・事実関係の確認 ・自分の非を理解させる ・相手への共感と謝罪
場合によっては、出席停止の措置
◎周りの生徒(観衆・傍観者)・・・その非を理解させる指導
◎保護者との協力関係づくり・・・綿密な連絡体制 ・指導方針の明示 ・関係機関などの紹介



【いじめ対策委員会】(最終回) <結果の集約と再発防止への取り組み>

- いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続しているか
- 指導経過の整理・関係者のケア ●今後の指導方針の確認



市教委報告

解消報告

→経過観察・見守り→

いじめの解消

いじめ対応におけるそれぞれの生徒への指導と支援

被害生徒への支援

- 弱い立場にある生徒の側に立ち、教師はその子を常に援助する。
- 教師は、その生徒の悩みを共感的に受け止めるとともに、その生徒の心の安定が図られ、その子が自立できるように創意工夫に努める。
- いじめられる要因となっている面の指摘は避け、精神的にくじけないように援助し、その生徒のよい面を励ますとともに、他の生徒に、その生徒を受け入れていくように指導を深める。
- いじめ解消後も注意深く見守り、安心感を保たせながら継続的な支援を行う。

安心感を与える ⇒ 気持ちを受け入れる ⇒ 悩みを十分に聞く ⇒ 気持ちを安定させる
 ⇒ よさ・持ち味を引き出す ⇒ 自信を持たせる ⇒ 仲間づくりへの援助 ⇒ 解消後も注意深く見守る

加害生徒への支援

- いじめ行為について、「絶対に許されないこと」を毅然たる態度で指導するとともに、一方で、その生徒の欲求不満を受容し、心の不安を安定へと変容するように努める。
- いじめの行為や他人を誹謗する言動が正当なものではなく、卑劣な行為であることを十分に悟らせる指導を行う。
- 生徒の人権感覚を育て、互いの人権を大切に、助け合いの中で相手の心の痛みがわかる感性が育つように援助する。
- いじめ解消後も継続した見届けを行う。

正確な事実の確認 ⇒ 指導の雰囲気づくり ⇒ 反応に応じた指導 ⇒ 反省を促す指導
 ⇒ 反省を深化させる指導 ⇒ 指導のまとめ ⇒ 解消後の継続した見届け

周りの生徒への支援

- 弱い立場にある者の苦しみを理解させ、「いじめ」に対して、正義感をもって対処できるよう指導に努める。
- 人間は、誰でも長所や短所を少なからず持っており、このことを十分に理解させ、一方的に人の心を傷つけることは、決して許されないということを徹底する。
そして、友達のよい面を見つけ、互いに認め合っていくことの大切さに気付かせる指導を深める。
- 友達の問題や悩みは、自分のものとして捉える共感的人間関係の育成を図り、その解決を話し合いを通して考えさせ、共に支え合える仲間集団が育つように援助する。

いじめの状況把握 ⇒ 全体指導の可否の判断 ⇒ 被害者を最優先する指導
⇒ 当事者としての意識化 ⇒ 継続指導とまとめ